

公務員の年金制度が大幅に変わります

共済年金が今年10月から厚生年金に統合

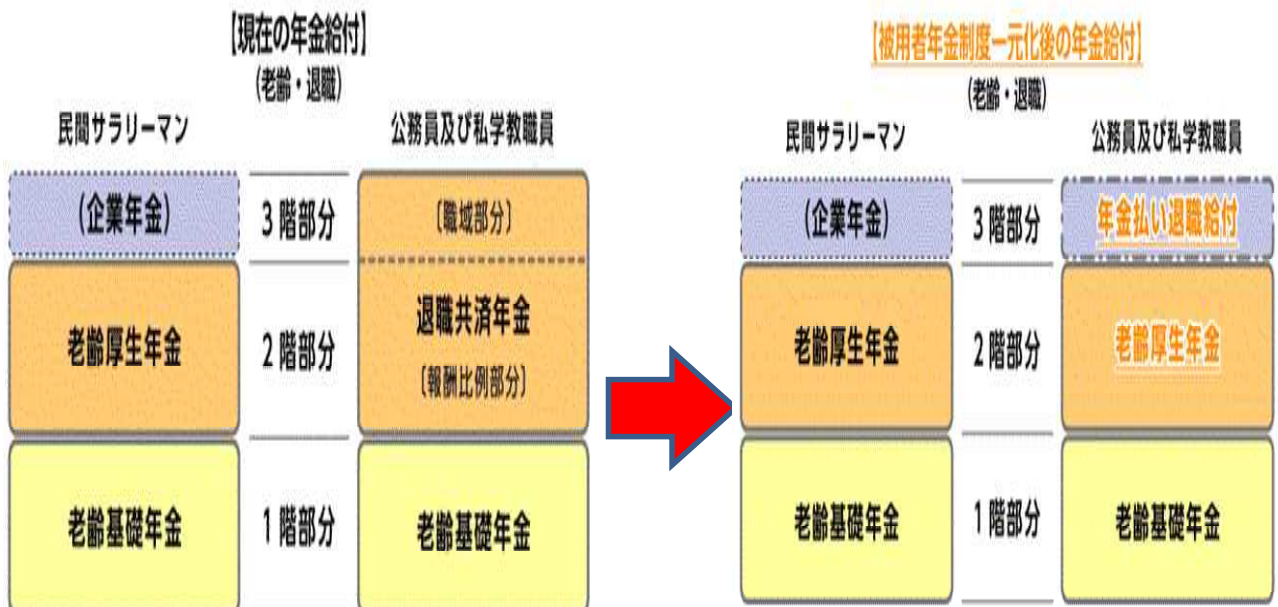
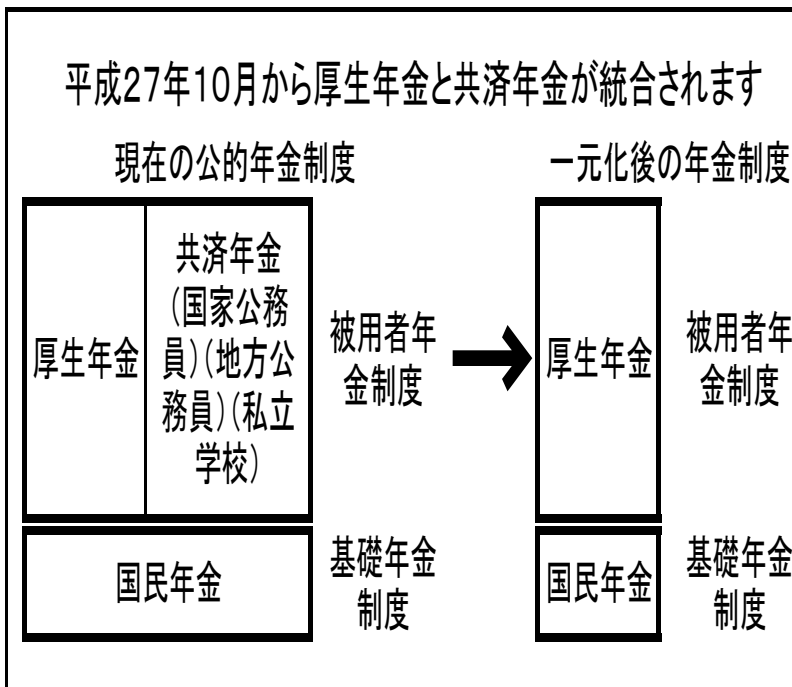
職域部分が年金払い退職給付に見直し

平成24年度の法律改正によって、今年の10月から共済年金制度が大幅に見直されます。今号で、「国家公務員共済組合連合会のホームページ」を基に、どのように見直しが行われるか主なものを紹介します。

平成24年度の法律改正は、次のような内容となっています。

- ・受給資格期間 25年 ↓10年に短縮
- ・平成29年4月1日(産休期間中の保険料免除)
- ・平成26年4月1日(公務員等も厚生年金に加入、年金は厚生年金に統一)
- ・共済年金と厚生年金の制度的な差異は、厚生年金に
- ・共済年金の保険料を引き上げ、厚生年金の率に
- ・退職等年金給付を新たに設け、退職年金等とする。
- ・退職年金は、終身退職年金と有期退職年金とし、支給期間は20年または10年とする。
- ・(以上は平成27年10月以降実施)

その内容を図にすると次のようになります。



年金払い退職給付部分の考え方 新たな掛け金が発生し、給付額は減額

年金3階部分の変化

平成27年9月末までに退職	平成27年9月末前後とも在職し共済組合員	平成27年10月1日以後共済組合員
職域部分	職域部分 年金退職給付	年金払い退職給付
退職共済年金	老齢厚生年金	老齢厚生年金
老齢基礎年金	老齢基礎年金	老齢基礎年金
平成27年9月末前後とも在職し共済組合員の三階部分の考え方	平成27年9月末までの期間に応じた職域分、平成27年10月1日以後退職するまでの期間に応じた年金退職給付分の合計	

今回の変更の大きなポイントは、これまで3階部分の「職域部分」が10月以降「年金払い退職給付」になる事と水準を厚生年金に合わせる事です。これを「掛け金積み立て時」と、「支給時」とに分けて見てみますと、

「掛け金積み立て時」

掛け金は、これまでの通り標準報酬月額に掛け率を乗じた金額を払い、その他に、10月以降は、「年金払い退職給付」分として、国と組合員がそ

「老齢厚生年金」分は、これまでの「共済年金分」を「厚生年金」に合わせる事になりますので減額になります。3階部分の9月末までの在職分は、これまでと同じ「職域部分」が支払われます。10月以降退職時までの分は、下表のような考えに沿って支払われます。

年金の支給額の考え方は次の通りです。
● 老齢厚生年金部分
● 今年10月以降共済組合員になった方（まだ、いないと思いますが、上図の右欄）
本来は、これまでの「共済年金の積立額」と同じ金額の他に、「年金払い退職給付」分を支払うわけですから、これまでの「職域部分」と「退職共済年金」は、給付されるべきですが、厚生年金と水準を合わせる事になっていきます。大幅な減額になります。
● 現在の多くの職員が該当する「9月前後に在職する職員」（上図の中）

「年金給付時」

それ、標準報酬月額×0.75%を上限として支払うこととなります。標準報酬月額×0.75%分が掛け金増となりま

【給付時】

- 平成27年10月以降退職時まで積み立てた合計額（運用利子や国負担分を含む）「給付算定基礎額」の半分を終身年金、残り半分を有期年金として一時金や10年間又は20年間の分割支給を選択
- 支給額は、「給付算定基礎額」÷原価率で計算。
- 原価率；基準利率の変動や寿命の伸びを踏まえ、毎年し定める。依って、毎年給付額が変動する。

